

北海道教育委員会 公 報

目 次

告示

- 平成22年度において補助金を交付する事務又は、事業、補助対象経費、補助率について…………… 1
- 通達・通知・照会**
- 平成23年度道立高等学校入学者選抜の実施について…………… 2
- 平成23年度市町村立高等学校入学者選抜の実施について…………… 2
- 平成23年度道立高等学校及び市町村立高等学校入学者選抜の実施について…………… 2
- 平成23年度道立高等学校及び市町村立高等学校入学者選抜の実施について…………… 2
- 平成23年度道立高等学校及び市町村立高等学校入学者選抜の実施について…………… 3

告 示

北海道教育委員会告示第79号

北海道が平成22年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成22年10月15日

北海道教育委員会委員長 神 谷 奈保子

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘要
<p>地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業（地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業費補助金）</p> <p>子どもたちが安全で安心して教育を受けられるよう、学校、家庭、地域社会が一体となって、学校や通学路における子どもの安全・安心の確保に取り組む体制を整備するため、予算の範囲内で補助する。</p>	市町村（市町村の組合を含み、札幌市、旭川市及び函館市を除く。）	<p>地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの</p> <p>1 スクールガード・リーダーの巡回指導事業 (1) スクールガード・リーダーの巡回指導と評価事業 謝金、消耗品費、保険料 (2) スクールガード・リーダー育成講習会事業 謝金・旅費、会場借上料、資料等の印刷製本費、食糧費（講習会の受講者に係るものは除く。）</p> <p>2 スクールガード養成講習会事業 講師に対する謝金・旅費、会場借上料、資料等の印刷製本費</p> <p>3 子どもたちの見守り活動事業 謝金、保険料、消耗品費、資料</p>	3分の2以内	<p>1 共通第2号様式</p> <p>2 共通第14号様式</p> <p>3 共通第18号様式</p> <p>4 共通第20号様式</p>	<p>1 共通第2号様式</p> <p>2 共通第29号様式</p> <p>3 共通第31号様式</p>	<p>1 提出部数 1部</p> <p>2 提出期限 別に指示する日</p> <p>3 提出先 北海道教育庁学校教育局参事（生徒指導・学校安全）</p>	<p>1 交付申請書及び実績報告書の様式並びにこれらに添付すべき関係書類の各様式については、昭和49年北海道告示802号で定める様式を使用すること。</p> <p>なお、同告示の様式中あて先に「北海道知事（氏名）」とあるのは、「北海道教育委員会教育長（氏名）」と書き換えて使用すること。</p> <p>2 書類は、市町村の所在地を所管する教育局長を経由すること。</p>

		等の印刷製本 費、備品費					
--	--	-----------------	--	--	--	--	--

通達・通知・照会

教 高 第 967 号
平成22年10月15日

関係道立高等学校長 様

北海道教育委員会教育長

平成23年度道立高等学校入学者選抜の実施について（通達）

このことについて、平成23年度入学者選抜実施要項を別記のとおり定めたので、これにより入学者選抜を適切に実施してください。

(学校教育局高校教育課普通教育指導グループ)

教 高 第 967 号
平成22年10月15日札幌市及び知内町を除く
各市町村教育委員会教育長 様
(札幌市及び知内町を除く
各市町村立中学校長及び高等学校長)

北海道教育委員会教育長

平成23年度市町村立高等学校入学者選抜の実施について（通知）

このことについて、道立高等学校においては、実施要項を別記のとおり定め実施することとしたので、貴管下中学校に周知するとともに、関係市町村立高等学校の入学者選抜に当たっては、これに準じて実施するよう御配意願います。

(学校教育局高校教育課普通教育指導グループ)

教 高 第 967 号
平成22年10月15日

各教育局長 様

北海道教育委員会教育長

平成23年度道立高等学校及び市町村立高等学校入学者選抜の実施について（通達）

このことについて、平成23年度入学者選抜実施要項を別記のとおり定めたので、内容を承知の上、事務処理を適切に行うようにしてください。

なお、道立高等学校においては同実施要項により実施するよう関係道立高等学校長あて通達し、札幌市及び知内町を除く関係市町村立高等学校においてはこれに準じて実施するよう配意願う旨、札幌市及び知内町を除く各市町村教育委員会教育長あて通知したので、指導等についてもよろしく願います。

(学校教育局高校教育課普通教育指導グループ)

教 高 第 967 号
平成22年10月15日札幌市教育委員会教育長
(札幌市立中学校長及び高等学校長) 様
知内町教育委員会教育長

（知内町立中学校長及び高等学校長）

北海道教育委員会教育長

平成23年度道立高等学校及び市町村立高等学校入学者選抜の実施について（通知）

このことについて、道立高等学校においては、実施要項を別記とおりに定め実施することとしたので、貴管下中学校に周知するよう願います。

なお、道立高等学校においては同実施要項により実施するよう関係道立高等学校長あて通達し、札幌市及び知内町を除く関係市町村立高等学校においてはこれに準じて実施するよう配意願う旨、札幌市及び知内町を除く各市町村教育委員会教育長あて通知したので、併せてお知らせします。

（学校教育局高校教育課普通教育指導グループ）

教 高 第 967 号

平成22年10月15日

各北海道教育大学附属中学校長
北海道総務部長様
（各私立中学校長及び高等学校長）

北海道教育委員会教育長

平成23年度道立高等学校及び市町村立高等学校入学者選抜の実施について（通知）

このことについて、平成23年度入学者選抜実施要項を別記のとおり定めたので、お知らせします。

なお、道立高等学校においては同実施要項により実施するよう関係道立高等学校長あて通達し、札幌市及び知内町を除く関係市町村立高等学校においてはこれに準じて実施するよう配意願う旨、札幌市及び知内町を除く各市町村教育委員会教育長あて通知したので、併せてお知らせします。

（学校教育局高校教育課普通教育指導グループ）

別記

平成23年度道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項
（平成22年10月12日教育長決定）

この要項は、平成23年度の道外からの出願を受け入れる道立高等学校の農業に関する学科及び水産に関する学科への入学者の選抜の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

この要項による入学者選抜は、推薦入学者選抜により行うものとする。ただし、推薦入学者選抜で合格内定とならなかった者については、再出願を認めることとする。

1 対象学科**(1) 全日課程の農業に関する学科**

北海道岩見沢農業高等学校	畜産科学
北海道深川東高等学校	生産科学
北海道倶知安農業高等学校	生産科学
★北海道壮瞥高等学校	園芸
北海道静内農業高等学校	食品科学、生産科学
北海道大野農業高等学校	農業、園芸、食品科学、生活科学
北海道名寄産業高等学校	酪農科学
北海道遠別農業高等学校	生産科学
北海道美幌高等学校	生産環境科学
北海道帯広農業高等学校	酪農科学

北海道更別農業高等学校	農業
★北海道士幌高等学校	アグリビジネス、フードシステム
北海道別海高等学校	酪農経営
★北海道中標津農業高等学校	生産技術、食品ビジネス

※ 町立高等学校には、★印を付している。

(2) 全日制課程の水産に関する学科

北海道小樽水産高等学校	海洋漁業、水産食品、栽培漁業、情報通信
北海道厚岸翔洋高等学校	海洋資源

2 道外からの入学者の受入れの数

募集人員の5%程度の数とする。募集人員は、別に公示するところによる。

（各学科における出願者が募集人員を満たしていない場合は、5%を超えて受け入れることができる。）

3 出願資格

道外からの入学を希望する者は、次の各号に該当し、かつ、在籍する中学校長（以下「中学校長」という。）の推薦を得て出願することができる。

- (1) 平成23年3月に道外の中学校を卒業する見込みの者
- (2) 出願する動機及び理由が明確である者
- (3) 当該学科に対する適性、興味・関心及び学習意欲を有する者

【留意事項】

- 1 各都道府県及び市町村においてこの要項以外の公立高等学校入学者選抜実施要項により出願した者は、同時にこの要項により出願することはできない。
- 2 中学校長は、校内に推薦入学事務を取り扱う「推薦委員会」を設けるなどして事務の適正を図ること。
- 3 保護者（保護者の間で住所が異なる場合は、日常生活が営まれ、生活の本拠となっている所の保護者）の住所が道内に存する場合は、道内からの出願として取り扱うものとする。

4 出願の受付

出願書類の受付期間及び受付時間は、次のとおりとする。

受付期間	受付時間
1月20日（木）～1月25日（火） （土曜日及び日曜日を除く。）	9：00～16：30 （25日は12：00までとする。）

【留意事項】

入学願書等の配布については、出願先の高等学校において、平成22年12月10日（金）から行うこと。

5 出願の手続

(1) 出願できる学科

出願できる学科は、一の高等学校の一の学科に限るものとする。ただし、出願しようとする高等学校に置かれている同一課程の同一大学科内の他の学科がこの要項の対象学科となっているときは、そのうちの一の学科を第2志望とすることができる。

【留意事項】

- 1 この要項において、大学科とは、農業に関する学科及び水産に関する学科を指す。
- 2 「第1志望及び第2志望の学科以外の学科への入学の希望」により出願することはできない。

(2) 出願書類の交付

高等学校長は、中学校長から、出願書類の請求があったときは、次の書類を交付するものとする。

ア 入学願書（北海道立高等学校学則（昭和26年北海道教育委員会規則第8号）第15条の規定による入学願書（同規則別記第3号様式））

【留意事項】

入学願書用紙、写真台紙用紙、推薦書用紙、道外からの出願希望調書用紙、入学確約書用紙等は高等学校において作成するものとし、推薦入学出願者一覧表用紙等は中学校において作成する。

また、個人調査書用紙は高等学校において配布するものとし、中学校において作成する。
 なお、入学願書、写真台紙及び受検票は一葉で作成すること。

- イ 写真台紙（別記様式1）
- ウ 個人調査書（別記様式2）
- エ 推薦書（別記様式3）
- オ 道外からの出願希望調書（別記様式4）
- カ 農業自営予定者説明書（別記様式5）
 農業に関する学科の出願者で、将来、自家経営に従事することを希望する者の出願に限る。
- キ 漁業自営予定者説明書（別記様式6）
 水産に関する学科の出願者で、将来、自家経営に従事することを希望する者の出願に限る。
- (3) 出願書類の提出及び受付
 - ア 入学願書の提出
 出願者は、入学検定料として、北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）の定める金額の北海道収入証紙を入学願書にはり付けて提出すること。
 - イ 中学校長の手続
 中学校長は、次の書類を出願先高等学校長に提出すること。
 - (ア) 入学願書

【留意事項】

入学願書の記載については、次によること。

- 1 「※受検番号（ ）」の欄の左余白に㊦と朱書すること。
- 2 「出願学科」の欄には、志望する学科名を記入すること。
 ただし、第2志望を希望しない場合は、「第2志望」の欄に斜線を引くこと。
- 3 保護者の間で住所が異なる場合は、日常生活が営まれ、生活の本拠となっている所の保護者を「保護者」の欄に記入すること。
- 4 現住所については、合格通知書等の確実な到着を期するため、「〇〇方」、「〇〇マンション〇〇号室」等詳細に記入すること。

- (イ) 写真台紙
 平成22年10月1日以降に上半身を正面から撮影した写真（縦7cm・横5cm）をはり付けること。
- (ウ) 受検票
- (エ) 推薦書
- (オ) 道外からの出願希望調書
- (カ) 推薦入学出願者一覧表（別記様式7）
- (キ) 農業自営予定者説明書（農業に関する学科の出願者で、将来、自家経営に従事することを希望する者に限り提出すること。）
- (ク) 漁業自営予定者説明書（水産に関する学科の出願者で、将来、自家経営に従事することを希望する者に限り提出すること。）

【留意事項】

(ア)～(ク)の書類は、出願時に一括して提出すること。

- (ケ) 個人調査書（平成23年2月7日（月）正午までに提出すること。）

【留意事項】

- 1 中学校長は、中学校生徒指導要録に基づいて厳正に作成すること。
- 2 校内に「個人調査書審査委員会」を設置するなどして、点検、保管、発送などの事務を公正かつ的確に行うこと。
- 3 個人調査書への受検番号の記入について、離島等やむを得ない事情により平成23年2月7日（月）正午までに到着できないと見込まれる場合は、未記入のまま提出することができること。

- 4 個人調査書の記載については、「備考 個人調査書の記入について」によること。
5 個人調査書は、当該都府県の定める様式による書類をもって代えることができる。

ウ 高等学校長の手続

- (ア) 高等学校長は、入学願書を受け付けたときは、速やかに入学願書受付票（別記様式8）を当該中学校長に交付すること。
(イ) 高等学校長は、平成23年1月28日（金）までに受検票を当該中学校長を経由して出願者に交付すること。

【留意事項】

受検票を当該中学校長に郵送する場合には、書留又は簡易書留とすること。

- (ウ) 高等学校長は、受け付けた出願者の状況を入学願書受付簿（別記様式9）に記入すること。

6 出願状況の発表

出願状況の発表の期日等は、次のとおりとする。

区 分	期 日	時 間	場 所
高等学校（掲示）	1月27日（木）	10：00	各高等学校
全 道（発表）			高校教育課 （Web ページに掲載）

7 出願変更

出願変更は認めない。

8 面接等

面接等は、平成23年2月14日（月）に行うこと。

(1) 面接

面接は、高等学校長の定めるところにより実施する。

なお、高等学校長は、面接の時間等について、あらかじめ中学校長に通知すること。

(2) 英語の聞き取りテスト等

高等学校長は、学科ごとに出願者の全員について、英語の聞き取りテスト、英語による問答、及び実技、作文を行うことができる。

なお、高等学校長は、英語の聞き取りテスト等を行う場合は、その時間等について、あらかじめ中学校長に通知すること。

【留意事項】

- 1 面接日の登校時間は、あらかじめ中学校長を経由して出願者に連絡しておくこと。
2 特別の事情により所定の日時に面接を受けることができない者は、中学校長を経由して出願先の高等学校長にその旨を申し出て、面接の期日の延期を願い出ることができる。
3 高等学校長は、面接等終了後、受検票を回収すること。

9 選抜の方法

高等学校長は、「入学者選抜委員会」などで、次に示す資料を総合的に評価し、合格内定者を決定すること。

- (1) 中学校長から提出された個人調査書、推薦書、道外からの出願希望調書等
(2) 面接の結果
(3) 英語の聞き取りテスト、英語による問答、及び実技、作文を実施した場合は、その結果

10 合格内定者の通知及び入学の確約

- (1) 高等学校長は、合格内定者に、平成23年2月21日（月）までに中学校長を経由して合格内定通知書（別記様式10）を交付するとともに、推薦入学出願者一覧表等を用いて、中学校長に対し、当該中学校からの出願者についての合格内定者及び合格内定とならなかった者の氏名を通知すること。

【留意事項】

上記書類を中学校長に郵送する場合には、書留又は簡易書留とすること。

- (2) 中学校長は、合格内定通知書の交付を受けた者に対し、入学確約書（別記様式11）を

提出させ、その入学確約書を平成23年2月22日（火）から2月24日（木）正午までの間に
出願先高等学校長に送付すること。

【留意事項】

中学校長は、合格内定通知を受けた者に対し、入学確約書の提出の意思の有無を確認した上、提出する意思のない者については、その氏名及び理由を平成23年2月24日（木）正午までに電話で高等学校長に報告すること。

11 合格内定者数の発表

合格内定者数の発表の期日等は、次のとおりとする。

区 分	期 日	時 間	場 所
高等学校（掲示）	2月21日（月）	10：00	各高等学校
全 道（発表）			高校教育課

12 合格内定者の合格発表

高等学校長は、平成23年3月16日（水）午前10時に合格者の受検番号を発表（掲示）するとともに、本人に通知すること。

【留意事項】

- 1 高等学校長は、合格者の発表後速やかに、中学校長に対し、当該中学校からの受検者についての合格者の受検番号及び氏名を通知すること。
なお、郵送する場合には、書留又は簡易書留とすること。
- 2 高等学校長は、合格者の受検番号について、合格発表後速やかに当該高等学校の Web ページに掲載すること。

13 合格内定とならなかった者の再出願

(1) 合格内定とならなかった者については、「1 対象学科」に示す学科のうち、当初出願した大学科と同一の大学科の学科への再出願を認める。ただし、面接を欠席した者及び合格内定後入学確約書を提出しなかった者は再出願を認めない。

(2) 再出願の受付期間及び受付時間は、次のとおりとする。

受 付 期 間	受 付 時 間
2月22日（火）～2月24日（木）	9：00～16：30 (24日は12：00までとする。)

(3) 出願者の手続

再出願しようとする者は、再出願願（別記様式12）を中学校長を経由して、当初出願した高等学校長に提出すること。

【留意事項】

離島等のため受付期間中に再出願の手続を行うことが困難な場合は、中学校長は、受付期間中に、当初出願した高等学校長及び再出願先の高等学校長に対し、再出願を希望する者の状況を電話等により連絡することにより、手続を行う意思を伝えること。

(4) 高等学校長の手続

ア 再出願承認書

当初の出願先の高等学校長は、中学校長から再出願願の提出があった場合、出願者に対し、再出願承認書（別記様式13）を交付すること。

イ 再出願通知書及び出願書類

当初の出願先の高等学校長は、再出願先の高等学校長に対し、平成23年2月28日（月）までに再出願通知書（別記様式14）、再出願願の写し及びその出願者の出願書類（推薦書、農業自営予定者説明書及び漁業自営予定者説明書を除く。）を送付すること。

なお、当初の出願先の高等学校長は、速やかに再出願先の高等学校長に対し、再出願の状況を電話等により連絡すること。

ウ 受検票

再出願先の高等学校長は、新たに受検票を作成し、平成23年2月28日（月）までに
出願者に交付すること。

【留意事項】

- 1 離島等のため期日までに受検票を交付することが困

- 難な場合は、再出願先の高等学校長は、中学校長に対し、その旨を電話等により連絡すること。
- 2 再出願の際の入学検定料の取扱いについては、別添「入学検定料の取扱いについて」の別記2「道立高等学校推薦入学者選抜に係る入学検定料の取扱いについて（昭和57年2月25日付け教財第3019号教育長通知）」を参照すること。
- 3 再出願に伴う入学願書その他の出願書類の取扱いについては、次による。
- (1) 道立高等学校間における場合
当初の出願先の高等学校長は、次の手続をすること。
ア 入学願書の備考欄に「再出願」と朱書する。
イ 出願書類を再出願通知書とともに、再出願先の高等学校長に送付する。
ウ 入学願書受付簿の備考欄に回付の理由、回付の年月日等必要事項を記入し、当該出願者を出願者総数から除く。
エ 中学校長に対し、当該出願者についての出願書類等を再出願先の高等学校長に送付した旨を通知する。
- (2) 道立高等学校から町立高等学校への場合
ア 出願者は、当該町所定の入学願書及び当初出願した高等学校長から交付を受けた再出願承認書を中学校長を経由して再出願先の高等学校長に提出すること。この際、新たに提出する入学願書の備考欄に「再出願」と朱書するとともに、当初出願した学校、課程及び学科を同じく朱書すること。
イ 当初の出願先の高等学校長は、次の手続をすること。
（ア）既に提出された入学願書及び受検票を留め置き、その他の書類は、再出願通知書とともに、再出願先の高等学校長に送付する。
（イ）入学願書受付簿の備考欄に必要事項を記入し、当該出願者を出願者総数から除く。
（ウ）中学校長に対し、当該出願者についての出願書類等を再出願先の高等学校長に送付した旨を通知する。
- (3) 町立高等学校から道立高等学校への場合
ア 出願者は、前記(2)のアに準じて手続をすること。この際、新たに提出する入学願書の備考欄に「再出願」と朱書するとともに、当初出願した学校、課程及び学科を同じく朱書すること。
イ 当初の出願先の高等学校長は、前記(2)のイに準じて手続をすること。
- (4) 再出願先の高等学校においては、次の手続をすること。
ア 入学願書受付簿の備考欄に回付された理由等必要事項を記入し、当該出願者を出願者総数に算入する。
イ 前記(1)の場合、入学願書及び写真台紙の受検番号欄の（ ）内並びに写真台紙の高等学校及び学科の欄の（※）内に必要事項を記入する。この場合、当初出願の高等学校、学科及び受検番号は、消去する。
ウ 再出願した者について、必要があれば中学校長に対し、学習成績一覧表（別記様式15）の送付を求めることができる。
なお、学習成績一覧表については、都府県の定める様式による書類をもって代えることができ

る。

- (5) 再出願後の出願状況の発表の期日等は、次のとおりとする。

区 分	期 日	時 間	場 所
高等学校（掲示）	3月1日（火）	11：00	各高等学校
全 道（発表）			高校教育課 （Web ページに掲載）

14 学力検査

- (1) 学力検査の実施

再出願者全員に学力検査を実施する。

- (2) 検査期日及び検査時間

ア 検査期日

学力検査の期日は、平成23年3月3日（木）とする。

イ 検査時間

検査時間は次のとおりとする。

検 査 時 間	9：20	10：30	11：40	13：30	14：40
	10：10	11：20	12：30	14：20	15：30
教 科	第1部 国 語	第2部 数 学	第3部 社 会	第4部 理 科	第5部 英 語

なお、英語の聞き取りテストの時間は、第5部の検査時間の中に含む。

- ウ 解答に要する時間は各45分とし、検査の開始の直前に受検者に対する注意、問題用紙等の配付に要する時間を5分間設けること。

- (3) 検査教科及び配点

学力検査を行う教科は、国語、数学、社会、理科及び英語とし、配点は、各教科とも60点とする。

- (4) 出題の方針

学力検査は、中学校学習指導要領に示されている教科の目標に即して、内容の基本的な事項について出題する。

国語、数学及び英語の学力検査において、学校の裁量により解答させる問題（以下「学校裁量問題」という。）を出題する。

- (5) 受検者の持参すべきもの

ア 受検票

イ 鉛筆（シャープペンシルを含む。）、消しゴム、定規（分度器の付いていないもの）、コンパス及び鉛筆削り

計算機（時計型、ペンシル型を含む。）、携帯電話、PHS（簡易型携帯電話）、英語辞書付時計等学力検査の公正を損なうおそれのあるものの持込みは認めない。

ウ 上履き及び昼食

【留意事項】

1 受検場の設営

- (1) 解答に示唆を与えるような教室・廊下等の掲示物は、あらかじめ撤去しておくこと。
- (2) 検査の前日、一定の時間を定めて出願者に受検場を公開すること。
- (3) 廊下等に標識を付けて、受検者の便宜を図ること。

2 学力検査の実施

- (1) 検査終了に際しては、問題用紙を回収せず、解答用紙のみを提出させること。
- (2) 解答用紙の右欄又は下欄にある出願先学校名、受検番号及び出身学校名を必ず記入するよう受検者に注意すること。
- (3) 必要に応じて受検者を早めに登校させ、検査の開始に先立って、受検についての注意を与えること。
- (4) 突発的な事故等により検査時間を変更する場合には、所轄の教育局及び学校教育局高校教育課に電話で連絡し、指示を受けること。
- (5) 検査開始時刻に遅れて登校又は入室した者については、支障のない限り受検させること。

- (6) 検査時間の終了までは、受検者を退室させないこと。
- (7) 身体の不調等のため、他の受検者と同じ状態で検査を受けることのできない者については、適切に検査を受けられるよう配慮すること。
- 3 答案の保管
学力検査の答案は厳重に保管すること。
- 4 問題等の公表
各教科の検査終了後、問題用紙及び正答表を外部に配布し、又は校内等に掲示することは差し支えない。

15 面接、実技及び作文

(1) 面接

平成23年3月4日（金）に行うこと。ただし、これにより難しい場合は前日の学力検査終了後に行うことができる。

(2) 実技、作文

ア 高等学校長は、学科ごとに出願者の全員（第2志望の者を含む。）について、実技、作文を行うことができる。

イ 平成23年3月4日（金）に行うこと。

16 学力検査会場

学力検査の受検場は、出願先の高等学校とする。

17 入学者の選抜

高等学校長は、入学者の選抜に当たっては、次の事項に留意し、校内に「入学者選抜委員会」を設けるなどして、選抜事務を公正かつ的確に実施すること。

(1) 次に示す資料を総合的に評価して行うこと。

ア 個人調査書及び学習成績一覧表

イ 学力検査の成績

特定の教科の配点に比重をかける傾斜配点を行うことができる。

傾斜配点を行う教科は1～3教科、得点の倍率は1.5～2倍とする。

ウ 面接、実技、作文を行った場合は、その結果

(2) 特別の事情により、上記(1)の資料の一部が欠ける場合は、高等学校長の判断によること。

(3) 入学者の選抜に当たっては、次に示す方法で、合格者を決定すること。

ア 募集人員の70%程度については、個人調査書の「各教科の評定」の記録と学力検査の成績を同等に取り扱い、選抜を行うこと。

イ 募集人員の15%程度については、個人調査書の内容等を重視して、選抜を行うこと。

ウ 募集人員の15%程度については、学力検査の成績を重視して、選抜を行うこと。

【留意事項】

1 (3)のアにおいて、個人調査書の「各教科の評定」の記録と学力検査の成績とを同等に取り扱うことについては、次により作成した相関表を用いて、その適正を図ること。

なお、学力検査において傾斜配点を行った場合は、総得点を300点満点に換算した上で（小数第1位を四捨五入する。）相関表を用いること。

(1) 各教科の評定の記録については、個人調査書の「評定の合計」の欄の⊕の数字を用い、学力検査の成績については、各教科の得点の合計を用いる。

(2) 相関表は、次のように各教科の評定の記録を縦に、学力検査の成績を横にとって作成する。

相 関 表

		1	2	3
各教科の 評定の記録	学力検査の 成績	300	288	276
		289	277	265
A	315～296			
B	295～276			
C	275～256			

注1 各教科の評定の記録は、20点ごとに区切り、

上から「A」、「B」、「C」……の段階とする。
ただし、最終の段階「M」は、75点以下とする。

注2 学力検査の成績は、12点ごとに区切り、左から「1」、「2」、「3」……の段階とする。ただし、最終の段階「25」は、12点以下とする。

注3 推薦入学者選抜による合格内定者は除いて作成する。

2 選抜の手順については、次により行うこと。

(1) (3)のアによる選抜を最初に行うこと。

(2) (3)のアにおいて合格とならなかった者を対象に、(3)のイ、ウの方法により選抜を行うこと。なお、(3)のイ、ウの方法による選抜の順序については、高等学校長の判断によること。

3 (3)のイの方法による選抜においては、個人調査書の「各教科の評定」の記録と学力検査の成績の重視の比率や個人調査書の「各教科の評定」以外の記録で重視する項目や実技など重視する内容は各学校で定めること。

4 (3)のウの方法による選抜においては、個人調査書の「各教科の評定」の記録と学力検査の成績の重視の比率は各学校で定めること。

5 採点

(1) 採点は、「正答表」によって正確に行うこと。

(2) 解答について疑問が生じた場合は、校内で協議し、すべての答案について同じ基準で採点に当たること。

(4) 出願学科について、第1志望のほか第2志望があるときは、できるだけ第1志望を優先して、選抜を行うこと。

(5) 「第1志望及び第2志望の学科以外の学科への入学の希望」については、当該学科の合格者が募集人員に達しない場合に入学者選抜の対象とし、当該学科へ入学させるよう配慮すること。

18 合格発表

高等学校長は、平成23年3月16日（水）午前10時に合格者の受検番号を発表（掲示）するとともに、本人に通知すること。

【留意事項】

1 高等学校長は、合格者の発表後速やかに、中学校長に対し、当該中学校からの受検者についての学力検査の成績並びに合格者の受検番号及び氏名を通知すること。

なお、郵送する場合には、書留又は簡易書留とすること。

2 高等学校長は、合格者の受検番号について、合格発表後速やかに当該高等学校のWebページに掲載すること。

19 合格者の追加

(1) 高等学校長は、合格発表後、合格者からの入学しない旨の意思表示によって合格者の数が募集人員に達しないときは、特別の事情がない限り合格者の追加を行うこと。

(2) 追加した合格者の発表は、平成23年3月17日（木）に行うものとする。

【留意事項】

1 入学意思の確認

(1) 中学校長は、合格者に対し、平成23年3月16日（水）午後3時30分までに確実な方法により入学意思の有無を報告させること。

(2) 中学校長は、平成23年3月17日（木）午前9時30分までに、入学意思のないことが確認された合格者の氏名を当該高等学校長に報告すること（あらかじめ電話等により通知しておくこと。）。)

(3) 高等学校長は、当該中学校長から入学意思のない合格者の氏名の報告を受けたときは、当該中学校長

に対し、速やかにその氏名を電話等により確認すること。

2 追加合格

- (1) 高等学校長は、合格者の追加を行う場合には、入学意思の確認が済み次第、平成23年3月17日（木）午前9時30分から午後4時30分までにその合格者の中学校長に対し、その旨を通知するとともに、当該合格者に対して直ちに合格の通知を行うこと（中学校長に対し、あらかじめ電話等により通知しておくこと）。
- (2) 高等学校長から合格者の追加について通知を受けた中学校長は、当該合格者の入学意思を確認の上、平成23年3月17日（木）午後4時30分までに高等学校長に報告すること。

20 学力検査の得点の口頭による開示

高等学校長は、受検者からの口頭による開示請求により、本人の学力検査の合計得点及びその教科別得点を開示できる。

- (1) 開示対象者
受検者本人とする。
- (2) 開示場所
出願した高等学校
- (3) 開示の方法
開示するために別に作成した成績一覧表において、他の受検者の結果が記録されている部分を紙等で覆うことにより、又は出願者ごとに作成した成績単票により閲覧に供する。
- (4) 開示期間
開示の受付期間及び受付時間は、次のとおりとする。

受 付 期 間	受 付 時 間
3月17日（木）～3月30日（水） （土曜日、日曜日及び祝日を除く。）	9：00～16：30

【留意事項】

- 1 「口頭による開示請求に係る個人情報の開示に関する要綱」（平成6年9月28日教育長決定）による。
- 2 高等学校長は、受検票、身分証明書等により、本人であることを確認すること。

21 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、実施について必要な事項は、別に定める。
- (2) 特別な配慮を必要とする障害のある生徒が出願しようとする場合は、在籍中学校長は出願しようとする高等学校長にその事情を説明し、当該高等学校長は学校教育局高校教育課長と協議すること。
- (3) 出願者に特別な配慮を必要とする帰国子女（日本国籍を有する子女で、海外在留者に同伴して、引き続き1年を超える期間海外に在留し、帰国後3年未満の生徒をいう。）がいる場合及び誤った出願があった場合等、この要項により難しい場合は、学校教育局高校教育課長と協議すること。

【留意事項】

次の書類の送付に関し、郵送を必要とする場合は、郵送料は出願者の負担とする。

- 1 出願者の請求による出願書類用紙等の送付
- 2 再出願における当初の出願先の高等学校長から再出願先の高等学校長への出願書類の送付

参考 北海道立高等学校学則別記第3号様式

※受 検 番 号	()
収 入 証 紙	

入 学 願 書							
						平成 年 月 日	
北海道 高等学校長 様			出願者署名 保護者署名				
貴校に入学したいので、許可してください。							
出願 課程	全日制の課程	出願学科	第1志望	第2志望	第1志望及び第2志望の学科以外の学科への入学の希望	希望の有無	学 科 名
	定時制の課程		科	科		有・無	科
出 願 者	ふりがな氏名	性別 昭和・平成 年 月 日生		ふりがな氏名			
	現住所	□□□-□□□□		保護者 現住所			
	出身(在籍)中学校			電話 番			
	中学校卒業(卒業見込)年月日			出願者との関係			
全日制の課程の普通科へ就学するときの区分		1 通学区域規則第2条による就学 2 通学区域規則第3条第1号による就学 3 通学区域規則第3条第2号による就学 4 通学区域規則第3条第3号による就学 5 通学区域規則第4条第1項第1号による就学 6 通学区域規則第4条第1項第2号による就学 7 通学区域規則第4条第1項第3号による就学 (「通学区域規則」とは、北海道立高等学校通学区域規則の一部を改正する教育委員会規則(平成18年北海道教育委員会規則第20号)による改正後の規則をいう。)					
備 考							

記入上の注意

- 「出願課程」、「第1志望及び第2志望の学科以外の学科への入学の希望の有無」、「出願者の生年月日」及び「全日制の課程の普通科へ就学するときの区分」の欄は、該当する文字又は記号を○で囲むこと。
- ※印の欄は記入しないこと。
- 推薦入学者選抜により出願する者は、「※受検番号」の欄の左余白に(推)と朱書すること。
- 連携型入学者選抜により出願する者は、「※受検番号」の欄の左余白に(連)と朱書すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦型とする。

注 様式の外周線は、用紙の大きさを示すものである。

別記様式1（日本工業規格A4縦型）

写 真 台 紙	
※受検番号 ()	
ふりがな 出願者氏名	
出身(在籍)中学校	中学校
高等学校	北海道 高等学校 (※北海道 高等学校)
課 程	全日制の課程 定時制の課程
学 科	科 (※ 科)
(十月一日以降に撮影したもの) 写 真 を は る 位 置 (縦七センチメートル、横五センチメートル)	

- (注) 1 ※印の欄は、記入しないこと。
 2 課程は、該当する文字を○で囲むこと。
 3 推薦入学者選抜の出願者は、受検番号欄の左余白に㊦と朱書すること。
 4 連携型入学者選抜の出願者は、受検番号欄の左余白に㊧と朱書すること。

平成23年度道立高等学校受検票		※受検番号 ()
出願者氏名		記入上の注意 1 課程は、該当する文字を○で囲むこと。 2 学科は、第1志望の学科名を記入すること。 3 ※印の欄は、記入しないこと。 4 推薦入学者選抜の出願者は、受検番号欄の左余白に㊦と朱書すること。 5 連携型入学者選抜の出願者は、受検番号欄の左余白に㊧と朱書すること。
出身（在籍）中学校	中学校	
高等学校	北海道 高等学校 (※北海道 高等学校)	
課程	全日制の課程 定時制の課程	
学科	科 (※ 科)	

(注) 備考欄は、検査の教科、時間及び持参すべきものの記載等に利用すること。

別記様式2（日本工業規格A4縦型）

個人調査書

受検番号	
------	--

出願先高等学校		北海道		高等学校		全日制課程			
1 学籍の記録	学校名及び所在地								
	ふりがな氏名				卒業年月	平成 年 月	卒業見込		
	備考（転学の記録など）								
2 各教科の学習の記録	評 定			4 出欠の記録	項目	出席しなければ ならない日数	欠席日数	欠席の主な理由	
	教科	学年	1		2	3			
	国語								
	社会								
	数学								
	理科								
	音楽								
	美術								
	保健体育								
	技術・家庭								
	外国語								
	評定の合計	㊦							
	㊧								
	㊨								
選 択 の 記 録	国語				6 第3学年の行	基本的な生活習慣		思いやり・協力	
	社会					健康・体力の向上		生命尊重・自然愛護	
	数学					自主・自律		勤労・奉仕	
	理科								
	音楽								

教 科	美 術				動 の 記 録	責任感		公正・公平		
	保 健 体 育					創意工夫		公共心・公德心		
	技 術 ・ 家 庭					7 総 合 所 見 及 び 指 導 上 参 考 と な る 諸 事 項				
	外 国 語									
第3学年の学習に関する所見										
3 綜 合 的 な 学 習 の 時 間 の 記 録						作成年月日	平成	年	月	日
						記入者氏名				
						中学校長名	中学校			
							印			
(注) 1 受検番号を記入すること。 2 ※印の欄は記入しないこと。						点 検 者	※			

備考 個人調査書の記入について

- 1 1の欄の「備考」には、外国から帰国した生徒についても、その旨を記入すること。
- 2 2の欄は、次により記入すること。
 - (1) 「評定」の欄は、次により記入すること。
 - ア 第1学年及び第2学年については、生徒指導要録に記載されているものに基づいて記入すること。
 - イ 第3学年については、出願の時点における学習状況を踏まえて記入すること。
 - ウ 「評定の合計」の欄は、次により記入すること。
 - (ア) ㉞の欄には、その学年の各教科の評定の合計を記入すること。
 - (イ) ㉟の欄には、㉞の欄に記入した数を、第1学年及び第2学年についてはそれぞれ2倍した数を、第3学年については3倍した数を記入すること。
 - (ウ) ㊱の欄には、㉟の欄に記入した数の全学年の総和（最高315、最低63）を記入すること。
 - エ 「選択教科」の欄には、A、B、Cの3段階で評定を記入し、選択しなかった教科については、斜線を引くこと。
 - (2) 「第3学年の学習に関する所見」の欄には、第3学年における観点別学習状況の各教科の評価を含め、各教科全体を通して見られる特徴などにおいて、特に顕著な事項について記入すること。
- 3 3の欄には、第3学年の総合的な学習の時間における学習活動の内容、並びに出願者がその学習活動を通して身に付けた力などについての顕著な事項を記入すること。
- 4 4の欄の「欠席の主な理由」の欄は、具体的に記入すること。
- 5 5の欄には、例えば、特別活動における学級・生徒会の委員経験、学校行事の活動状況などを記入すること。
- 6 6の欄は、第3学年について出願の時点までの状況を踏まえて記入すること。
- 7 7の欄には、個人調査書の1から6までの各欄に記載されていない事項、例えば、出願者の特徴・特技、学校内外における奉仕活動、表彰を受けた行為や活動（文化活動・スポーツ活動等）、出願者の成長にかかわる総合的な所見など、出願者の長所を把握する上で参考となるような事柄や進歩の状況について記入すること。また、学力検査を実施しない各教科のそれぞれの学習の成果が選抜の資料として十分生かされるよう、特に顕著な事項があれば記入すること。
- 8 過年度卒業生については、生徒指導要録に基づいて記入すること。ただし、2の「第3学年の学習に関する所見」の欄及び3の欄は、斜線を引くこと。

別記様式3（日本工業規格A4縦型）

推 薦 書

北海道 高等学校長 様 中学校長名 次の者は、貴校全日制の課程の に関する学科の 科への 入学が適当と認められるので推薦します。 記 氏名 平成 年 月 日生 推 薦 理 由	平成 年 月 日 印 科への 記 日生 由
1 志望の動機及び理由	
2 適性、興味・関心及び学習意欲	
3 特別活動、校外活動及びその他の顕著な事実	
4 総合所見	

（注）中学校長名には、中学校名も併記すること。

別記様式 4（日本工業規格A 4 縦型）

※受検番号	()
-------	-----

道外からの出願希望調書

平成 年 月 日

北海道 高等学校長 様

都 府 県 名	
出身(在籍)中学校	中学校
出 願 者 署 名	

保護者署名

出願者記入欄

1 出願者として説明したいこと

(1) 道外から入学を志望する理由や抱負について

（志望する高校・学科に入学したい理由と、入学してから自分がしたいと思うことなどについて記入してください。）

(2) 中学校の各教科（選択教科を含む）や総合的な学習の時間における学習について
（中学校で自分が積極的に学んだことについて具体的に記入してください。）

(3) 中学校在学中における学校内外の諸活動について

（中学校生活の中で、学級活動、生徒会活動、学校行事、部活動、ボランティア活動、取得した資格や検定結果、その他の活動等から、自分が特にアピールしたいことを具体的に記入してください。）

保護者記入欄

2 保護者として説明したいこと

（本道の高校に入学させたい理由と、離れて生活するお子さんが規律ある生活を送れるようにするため保護者としてどのような対応をされようとしているのかについてのお考えを記入してください。）

（注）1については出願者が、2については保護者が記入してください。

※印の欄は記入しないでください。

別記様式5（日本工業規格A4縦型）

農業自営予定者説明書

平成 年 月 日

北海道 高等学校長 様

出願者署名

保護者署名

出願者が農業自営予定者であることについては、次のとおりです。

- 1 出願者及び保護者の現住所
- 2 出願者と保護者の続柄
- 3 出願課程・学科
- 4 出願者が農業自営予定者であることの説明（保護者が記入）

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

在籍中学校長名

印

- (注) 1 「農業自営予定者であることの説明」は、できるだけ詳細に記入すること。
2 在籍中学校長名には、中学校名も併記すること。

別記様式6（日本工業規格A4縦型）

漁業自営予定者説明書

平成 年 月 日

北海道 高等学校長 様

出願者署名

保護者署名

出願者が漁業自営予定者であることについては、次のとおりです。

- 1 出願者及び保護者の現住所
- 2 出願者と保護者の続柄
- 3 出願課程・学科
- 4 出願者が漁業自営予定者であることの説明（保護者が記入）

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

在籍中学校長名

印

- (注) 1 「漁業自営予定者であることの説明」は、できるだけ詳細に記入すること。
2 在籍中学校長名には、中学校名も併記すること。

別記様式7（日本工業規格A4縦型）

（一般・推薦・連携型）出願者一覧表

出 願 先	北海道 高等学校		学 校 名	中学校 校長名		所 在 地	□□□-□□□□ (電話)		
番号	課程 学科	出願者氏名	性別	備 考	番号	課程 学科	出願者氏名	性別	備 考
1									
2									
3									
4									
5									
						男	女	計	
(一般・推薦・連携型) 出願者数						人	人	人	

- (注) 1 課程別に作成し、一般出願、推薦出願及び連携型出願を別葉にすること。
 2 一般、推薦及び連携型のいずれかを○で囲むこと。
 3 「道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項」により出願した者については、備考欄に、「道外」と記入すること。

別記様式 8 (日本工業規格 A 4 縦型)

入 学 願 書 受 付 票			
平成 年 月 日			
中学校長 様			
高等学校長名			印
次のとおり入学願書を受け付けました。			
課 程	学 科	出願者数	備 考 (一般・推薦・連携型の別等)

別記様式10（日本工業規格A 4 縦型）

合 格 内 定 通 知 書			
		平成	年 月 日
中学校名			
受検番号	科	番	
氏 名	様		
北海道		高等学校長名	印
<p>あなたは、平成23年度道立高等学校推薦入学者選抜において、本校全日制の課程の に関する学科の 科の合格者に内定したので通知します。</p>			

別記様式11（日本工業規格A 4 縦型）

		（	中学校長経由）
入 学 確 約 書			
		平成	年 月 日
北海道	高等学校長 様		
出願者署名			
保護者署名			
<p>このたび、平成23年度道立高等学校推薦入学者選抜において、貴校全日制の課程の に関する学科の 科の合格者に内定した旨通知を受けました。 ついては、貴校に入学することを、ここに確約します。</p>			

別記様式12（日本工業規格A 4 縦型）

再 出 願 願			
		平成	年 月 日
北海道	高等学校長 様		
ふりがな			
出願者署名 (性別)			

保護者署名

私は、貴高等学校に出願しましたが、次により再出願したいので、承認してください。

記

事項	再出願先		推薦入学出願先	
高等学校				
課程				
学科	第1志望 科	第2志望 科	第1志望	第2志望
	第1志望及び第2志望の学科以外の学科への入学の希望	有無	科	科
住所	出願者			
	保護者			
全日制的課程の普通科へ就学するときの区分	1 通学区域規則第2条による就学 2 通学区域規則第3条第1号による就学 3 通学区域規則第3条第2号による就学 4 通学区域規則第3条第3号による就学 5 通学区域規則第4条第1項第1号による就学 6 通学区域規則第4条第1項第2号による就学 7 通学区域規則第4条第1項第3号による就学 8 () 立高等学校通学区域規則による就学			

上記の願い出があったので、提出します。

中学校長名

印

- (注) 1 「学科」の欄については、出願大学科に応じて、志望により第2志望まで記入すること。2以上の大学科又は3以上の学科を設置している高等学校への出願については、「第1志望及び第2志望の学科以外の学科への入学の希望」の「有無」の欄の該当する文字を○で囲み、「有」の場合は、その学科名を記入すること。
- 2 「全日制的課程の普通科へ就学するときの区分」の欄については、該当する番号を○で囲むこと。
- 3 「全日制的課程の普通科へ就学するときの区分」の欄の8の()内には、道立高等学校通学区域規則と異なる通学区域規則を定めた市町村名を記入すること。
- 4 中学校長名には、中学校名も併記すること。

別記様式13（日本工業規格A 4縦型）

再出願承認書				
出願者氏名				
平成	年	月	日	付
で願い出のあった、北海道			高等学校	課程
科に再出願することを承認します。				
平成	年	月	日	
高等学校長名				印

別記様式14（日本工業規格A 4縦型）

再 出 願 通 知 書

平成 年 月 日

北海道 高等学校長 様

高等学校長名 印

本校に出願した次の者から、貴校に再出願をしたい旨の願い出があり、これを承認したので通知します。

記

ふりがな 出願者氏名	当初出願の課程・学科	再出願の課程・学科

別記様式15（日本工業規格A 4 縦型）

学 習 成 績 一 覧 表

提出先 高等学校	北海道	高等学校
-------------	-----	------

平成 年 月 日

中学校長名 印

氏 名	国	社	数	理	音	美	保	技	外
	語	会	学	科	楽	術	健	術・家	国
							体	庭	語

5 段 階 評 定 の 人 数	5	人							
	4	人							
	3	人							
	2	人							
	1	人							
計		人							

(注) 1 第3学年全員について作成すること。

2 氏名の欄には、本表の提出先高等学校に出願した生徒についてのみ、氏名を記入すること。

3 中学校長名には、中学校名も併記すること。

【別 添】

入学検定料の取扱いについて

1 収入証紙のちょう付

(1) 収入証紙は、消印されたもの又は著しく汚染し若しくはき損したものは無効となるので留意すること。

(2) 収入証紙のちょう付に当たっては、入学願書又は収入証紙ちょう付用紙を使用するこ

と。

- (3) 収入証紙の消印は、入学願書又は収入証紙ちょう付用紙の紙面と彩紋にかけて、申請者等の印章又は署名により消印すること。

なお、「申請者等の印章又は署名」には、中学校の担当者の印章又は署名を含むものとし、「印章」とは、通常印判といわれるもののほか、氏名、名称等を表示した日付印、役職名、名称等を表示した印をいうものであること。

2 一括ちょう付

同一高等学校への出願者分の収入証紙については、「北海道収入証紙条例施行規則事務取扱要領」に定める収入証紙ちょう付用紙に一括して、ちょう付することができる。〈別記参照〉

〈別 記〉

収入証紙ちょう付用紙	
ちょう付欄	
事項	1 手数料の名称 高等学校入学検定料（ 課程）
	2 ちょう付金額 円
	3 その他の事項 (代表者名) ほか 名分

平成 年 月 日申請

申請者 住所
氏名
(代表者)

(出身中学校名)

計 名 (No ~No)

(用紙寸法 日本工業規格A4)

留意事項

- (1) 収入証紙ちょう付用紙に出願者全員の入学願書を添付すること。
- (2) 課程ごとに別葉とすること。
- (3) 入学願書の収入証紙ちょう付欄に「一括納付」と記入すること。
- (4) 入学願書の年月日と上記申請年月日は、同一年月日とすること。

3 出願変更に伴う入学検定料の取扱い

出願変更による入学検定料の取扱いについては、別記1の昭和59年12月1日付け教高第1171号「道立高等学校入学者選抜に係る入学検定料の取扱いについて（教育長通達）」によることとし、次の事項について、特に留意すること。

- (1) 道立高等学校へ出願変更する場合は、上記通達の記の1の(1)によるほか、入学願書の上部余白に次のとおり朱書して当該願書を出願変更先の高等学校へ送付すること。

相当額収入証紙消印済 ㊦

また、「入学願書受付簿」の備考欄には、「〇月〇日〇〇高等学校へ出願変更」と朱書すること。

- (2) 市町村立高等学校へ出願変更する場合は、出願変更先の高等学校へ出願変更した出願者の関係書類を送付するとともに、上記通達の記の2によること。
- (3) 道立高等学校からの出願変更又は市町村立高等学校からの出願変更による場合は、上記通達の記の1の(2)又は3によること。
- 4 推薦入学に係る入学検定料の取扱い
別記2の通知によること。
- 5 根拠条例等
北海道収入証紙条例
北海道収入証紙条例施行規則
北海道収入証紙条例施行規則事務取扱要領

別記1

教 高 第 1171 号
昭和59年12月1日

各 教 育 局 長 殿
各道立高等学校長

北海道教育委員会教育長

道立高等学校入学者選抜に係る入学検定料の取扱いについて（通達）

このことについては、北海道収入証紙条例施行規則事務取扱要領（昭和40年4月1日付け40局総第117号出納長、総務部長通達）に基づき処理しているところであるが、出願変更に伴う入学検定料については、下記により取り扱うこととしたので、遺漏のないようにしてください。

なお、昭和46年1月28日付け46教財第2015号「昭和46年度道立高等学校入学者選抜に係る入学検定料の取扱いについて」当職通達は、廃止します。

記

- 1 出願変更先が道立高等学校の場合
 - (1) 当初の出願先高等学校における手続
出願変更先高等学校に出願変更をした受検者の願書等の関係書類を送付する場合は、収入証紙ちょう付申請書処理簿（以下「申請書処理簿」という。）に当該受検者に係る処理事項を送付した日付をもって朱書し処理件数から減ずるとともに備考欄に「出願変更」と付記すること。
 - (2) 出願変更先高等学校における手続
当初の出願先高等学校から願書等の関係書類が送付された場合は、当該書類を受理した日付をもって申請書処理簿に処理事項を記載し処理件数に加えるとともに備考欄に「出願変更」と付記すること。
- 2 出願変更先が市町村立高等学校の場合
 - (1) 既納の入学検定料は全額還付するものとする。
 - (2) 出願変更先高等学校に当該出願変更をした受検者の関係書類を送付するときに、申請書処理簿から収入証紙過誤ちょう付還付処理簿に転記するとともに、各処理簿の備考欄に「出願変更 月 日転記」と表示すること。
- 3 市町村立高等学校から道立高等学校へ出願変更をした場合
入学検定料は、所定の手続により徴収すること。

（学校教育部高等学校課学務係）

別記2

教 財 第 3019 号
昭和57年2月25日

各道立高等学校長 殿

北海道教育委員会教育長

道立高等学校推薦入学者選抜に係る入学検定料の取扱いについて（通知）

昭和57年度の道立高等学校の入学者選抜から、新たに推薦による選抜を、昭和56年9月10日付当職決定の「昭和57年度道立高等学校推薦入学者選抜実施要項」（同日付公報第4953号掲載）により実施したところですが、これにかかる再出願に伴う入学検定料の取扱いについて昭和57年度の入学者選抜から、下記のとおり取り扱うこととしたので、誤りのないようにしてください。

記

- 1 再出願先が道立高等学校の場合
入学検定料は徴収しない。
- 2 再出願先が市町村立高等学校の場合
入学検定料は還付しない。
- 3 市町村立高等学校から道立高等学校に再出願した場合
入学検定料は徴収する。

＜入学検定料に関する質疑応答＞

問 「道立高等学校推薦入学者選抜に係る入学検定料の取扱いについて」（昭和57年2月25日付教財第3019号教育長通知）によれば、再出願先が道立高等学校の場合、入学検定料は徴収しないことになっているが、この場合、当初出願先高等学校及び再出願先高等学校における手続きは、出願変更の場合の取扱いに準じた処理をして差し支えないか。

答 お見込みのとおりです。

「道立高等学校入学者選抜に係る入学検定料の取扱いについて」（昭和59年12月1日付教高第1171号教育長通達）による出願変更の場合に準じて取り扱ってください。

なお、この場合、収入証紙ちょう付申請処理簿の備考欄に付記することとなっている事項で「出願変更」とあるのは「再出願」と読みかえてください。

（昭和60年7月管理部財務課発行 経理指導だよりNo53）